



公益社団法人八戸青年会議所

公益法人格についての考察

■編集 公益社団法人八戸青年会議所

2017年度財政局

## 1 公益社団法人と一般社団法人について

公益法人制度改革が実施され、平成20年12月1日からこれまでの社団法人は二階建て方式となり、

1. 第一段階として、一般社団法人や一般財団法人を設立し、
2. 第二段階として、公益社団法人や公益財団法人の認定を受ける

形式となり、第一段階の一般社団法人の設立にあたっては、余剰金の分配ができない「非営利性」が要件とされ、第二段階の公益社団法人の認定にあたっては、「非営利性」に加え、不特定多数の利益実現を迫及する「公益性」が要件となります。また、公益社団法人は「具体的な使途が決まっていない内部留保された財産※遊休財産」を1年間の「公益目的事業」の費用を超えて保有してはならないという制約もあり、この制約を超えて遊休財産を保有している場合には減らす方策を考えていかなければなりません。平成24年に公益社団法人へと移行した八戸青年会議所もこの制約を受けることとなり、2017年度八戸青年会議所の公益事業費は予算段階で約1500万円、決算時において遊休財産の額が約1700万円となることが見込まれていることから200万円前後保有制限を超過していることとなります。今後、これを解消するためには公益事業費を増やすか、超過分を公益事業費として使用する計画を立てる必要があります。

また、公益認定にあたっては「公益事業実施費用額 ÷ ( 公益事業実施費用額 + 収益等事業実施費用額 + 管理運営費用額 )」で計算される「公益目的事業比率」が50%以上となることが要件となっており、この要件も満たさなければなりません。この公益事業比率について八戸青年会議所は例年50%以上を満たしており、現時点においては問題ありません。

### ● 非営利型一般社団法人の要件となる「非営利性」について

「非営利」の場合、事業活動により「利益」が生じたとしても、メンバーに分配はできません。剰余財産は、原則的に事業に再投資する必要がありますが、「収益事業」を行なった場合でも、剰余財産を分配することを目的としないならば、非営利に該当します。

### ● 公益社団法人の要件となる「公益性」について

公益社団法人に求められる「公益性」とは「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」となっており、公益社団法人は、公益性が求められる「公益目的事業」を主たる事業として実施しなければなりません。「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律別表」に掲げられた学術、技芸、慈善その他の公益に関する23の事業に該当する事業を開催する必要があり、その他、

- ① 受益機会が一般公開されているか。
- ② 特定の者に対する利益供与になっていないか。
- ③ 公正な運営がなされているか。
- ④ 社会的存在として広く認識されるような事業規模に達しているか。

等、以上の観点が見られる合議制の「公益認定機関」によりチェックされます。

【一般社団法人と公益社団法人の違い】

	一般社団法人	公益社団法人
設立手続き	設立登記のみ	設立登記後に行政庁へ公益認定申請
設立時資金(基金)	不要	不要
設立者数	2人以上	2人以上
理事数	2人以上	3人以上
理事会	設置することも可能	必ず設置
監事数	1人以上(理事会設置の場合)	1人以上
会計監査人数	原則不要	基準を超えた場合1人以上必要
公証人手数料	50,000円	50,000円
登録免許税	60,000円	60,000円
所轄庁	なし	なし
監督	なし	都道府県庁又は内閣府
許認可	なし	公益性認定
設立期間	2週間～4週間程度	設立2週間～4週間程度＋認定相当期間
社会的信用	低い	高い
課税	全所得課税と収益事業課税に区分	原則非課税・公益目的以外課税
税率	会社と同じ	会社と同じ
寄付金優遇	非営利型の場合、優遇あり	あり
報告	なし	毎年度行政庁に提出
法人格取消し	休眠の場合解散	認証取消しの場合解散

## 【一般社団法人と公益社団法人のメリット・デメリット】

### ● 公益社団法人のメリットについて

公益社団法人の最大の利点は、個人、法人からの寄附金に対する控除や、収益事業からの収益を公益目的事業へと組み込める「みなし寄附金制度」、法人税の免除等をはじめとした税制優遇措置です。特定民法法人（従来までの社団法人や財団法人）が享受していた税制優遇措置に比べるとはるかに充実しています。それゆえ、幅広く寄附金を集めることが期待できる場合、公益認定を受ける方が組織運営にとって有利であると考えます。

### ● 公益社団法人のデメリットについて

公益社団法人は、法人運営に様々な規制が加わると同時に、会計処理や内部統制に関する事務的負担が大きいのがわかります。さらには、万が一、公益認定を取り消された場合には、1ヶ月以内に、国や公共団体、類似する公益法人等へ公益目的財産を寄附しなければなりません。寄附金控除をはじめとした税制優遇措置は魅力的ではありますが、寄附金による収入を想定していない場合や、会計処理や内部統制に関して継続的にコストをかけることが難しい場合など、慎重に検討する必要があると考えます。

### ● 一般社団法人のメリット

非営利を主目的とする場合、NPO法人に比べて、法人運営に制約（行政庁による許認可や監督がない等）が少ないにもかかわらず、法人税の税制優遇措置（※非営利型一般社団法人は、税金の上では「公益社団法人」として扱われる）を受けることが可能なのでかなり有利と言えます。また、非営利型一般社団法人には、2通りの法人あり、「非営利性が徹底された法人」と「共益的活動を目的とする法人」があります。共通の要件として主たる事業として収益事業を行っていないことがありますが、公益社団法人と違って様々な事業を行うことができます。

### ● 一般社団法人のデメリット

非営利型一般社団法人を除き、公益社団法人と大きく異なるのは、税制優遇措置の扱いです。また、登記だけで設立できることから社会的信用が見劣りするという見方もあり、補助金や助成金等の獲得時に不利益を被る可能性があると考えます。

## 2 公益法人格の維持について考察

八戸青年会議所は2012年に社団法人から公益社団法人へと移行しました。公益法人として活動を開始して6年目となりましたが、今後、どのような形で組織を維持していくのが妥当であるのかを前項の資料を基に考察しました。

まず、公益法人の最大のメリットである「公益目的事業への非課税や寄附金控除をはじめとした税制優遇措置」ですが、独立行政法人経済産業研究所の資料によると、公益法人1団体あたりの年間に受け取った寄付金平均は約3900万円（※参考 日本青年会議所の2016年度の受取寄付金は約9000万円）となっている実績に対し、八戸青年会議所では寄付金収入の割合は無いに等しく、現状では会費収入で大部分を賄っている状態となっています。

この制度は寄付をした個人、法人が控除を受けられる制度ですが、元々会費収入で組織を維持してきた八戸青年会議所ではこの寄付金による収入を見込んでいないため、公益法人の最大のメリットが全く生かされていない現状にあると考えます。しかし、公益法人である以上、実施する事業には法律上の制約がかかり、また会計処理や内部統制に関しても監督官庁による監査を受け、報告も行わなければなりません。また、新公益法人会計基準の要請等があれば制度改革の変更に対応していく必要もあるため、会計の複雑さは今後増していくことが想定されます。

公益法人としてのメリットを最大限に生かしていくためには、組織を支える収入の部分を大きく変えていく必要があると考えます。現状では制約を受けるデメリットの部分のみとなってしまう、公益法人を維持し続けるのが組織の負担となる可能性があります。

また、社会的信用力が一般社団法人に比べて優れているという見方もありますが、現状でこの部分が明確に八戸青年会議所にとってプラスになっていると判断する例はありません。

組織の社会的信用はこれまで積み上げてきた活動によって裏付けられるものであり、法人格の名前で判断されるよりも八戸青年会議所の所属する全てのメンバーの行動によって判断されたいと考えます。

今後、公益社団法人と一般社団法人両方のメリット、デメリットを見極め、組織の現状にあった体制となるよう見つけ直す必要があると考え、2017年度財政局からの公益法人格の考察とさせていただきます。



公益社団法人八戸青年会議所